全栃木教職員組合（略称 全教栃木）発行（全日本教職員組合 加盟）　NO.222　2020 年 12 月 18 日

教職員の権利を守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30　TEL 028-653-0353　FAX 028-653-1579
組合ＨＰ http://www.tcgzenkyo.work　E-mail info@tcgzenkyo.work

３６協定は無効　労働基準監督署が判断、佐野市教委に是正指導

過日，栃木労働基準監督署は，佐野市の各小中学校から提出された「事務職員等に残業を行わせる労働基準法第 36 条に基づく協定（36 協定）」について，協定締結の過程に違法性を認め，結ばれた全ての協定を無効と判断しました。労働基準監督官が佐野市教育委員会に訪問。「事業場に全労働者の過半数で組織する労働組合があるなら，その労働組合と協定を結ぶべきで，労基署に提出した協定は無効」であることを教委に説明しました。

今日現在，佐野市の小中学校では残業をさせる協定がない状態となっています。このことを市教委に問い合わせたところ，現状で残業をさせた場合，校長は労基法違反となることを認め，対応を県教委に問い合わせていると回答がありました。

今回，締結の仕方を指導されただけでなく，協定も突き返された佐野市教育委員会。36 協定の締結は，このようにとても重要な問題で，この協定をどう締結するかで，職場の労働条件を改善させることもできます。事務職員は大規模校でなければ各校に一人ですが，一人の協定をみんなで考える，それが労働条件の改善につながります。

２０２０年４月２日

栃木県教育委員会

栃木労基署は組合が指摘したとおり「違法」の判断をしました

全栃木教職員組合
執行委員長　条川 祥一

労働基準法第３６条にもとづく協定締結当事者等の取り決めに関する是正の要請

教職員の労働条件改善に対するご尽力に敬意を表します。

昨年度から県立学校に勤務する事務職員等の時間外勤務につきまして労働基準法第３６条にもとづく協定（３６協定）が締結されるようになりました。当職員団体が長年お願いしてきたことが実現したことにお礼を申し上げます。

貴委員会は協定締結に係る労働者側の締結当事者を、事業場に使用されるすべての労働者の過半数代表者ではなく、一部の労働者の過半数代表者である「事務職員等の過半数代表者」とし、また事務職員のみに締結した協定を周知するよう各県立学校長に指示されました（「事務職員等に係る時間外労働・休日労働に関する協定の締結等について（依頼）」（高教第１１８８号）及び付随文書「県立学校における３６協定の締結について」 2020 年３月３日）。

労使協定は、その適用の対象となるすべての労働者の過半数の意思を問うためのものではなく、その事業場に使用されているすべての労働者の過半数の意思を問うためのもので、労働者側の締結当事者である「労働者の過半数を代表するもの」は、当該労使協定の適用を受けることのない者を含めた労働者を代表するものでなければなりません。また、職種および雇用形態の区別なく学校に勤務するすべての教職員の総数に対する労働組合員数の割合が５０％を超える場合は、その労働組合と協定を結ぶことになります。したがいまして、貴委員会の指示により協定締結の当事者に教員が含まれずに結ばれた協定は、労働者側の過半数代表者の選出等が適正に行われていないため、その届出は無効となり、そのままでは当然、協定の対象となる職員に対して時間外・休日労働を行わせることはできません。また、締結した協定を周知する範囲は全教職員としなければなりません。

このことにつきまして、別途添付した厚生労働省から発出された資料も参考にして頂きながら、すべての県立学校および市町立学校において法的効力のある３６協定の締結に至るための必要な措置を早急に講じるよう要請いたします。

以　上

私たちは，この件について，今年の４月２日に文書での是正要請を県教委に対して行っています（右参照）。県立学校についても，現業職員（公司）に係る 36 協定書は労基署に提出されていますので，申告すれば佐野市と同様に協定は無効とする判断・指導をすると考えられます。

アンケート A

□にチェックしてね♪
ご協力ありがとう
ございます～

■ 今回の内容はいかがでしたか？
　□ 役に立った　□ 興味深かった　□ 役に立たなかった

■ 新聞で取り上げてほしいことは？
　□ 働き方や勤務条件　□ 教職員評価　□ 教育予算　□ 教職員人事　□ 教職員組合
　□ 教育内容や教育課程　□ 授業実践　□ 教育相談　□ 特別支援教育　□ 憲法と教育
　□ 教育政策　□ その他（　　）

■ 組合で開催してほしい学習会のテーマは？
　□ 働き方改革　□ 教採対策　□ 子どもの安全管理　□ 子どもや保護者とのトラブル対応
　□ いじめ問題　□ 授業力向上　□児童・生徒指導　□ その他(　　)

点線で切り取って、お近くの組合員にお渡しください♪

全栃木教職員組合（略称 全教栃木）発行（全日本教職員組合 加盟）　NO.222　2020 年 12 月 18 日

教職員の権利を守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30　TEL 028-653-0353　FAX 028-653-1579
組合ＨＰ http://www.tcgzenkyo.work　E-mail info@tcgzenkyo.work

臨採者の給料月額の上限引き上げ

1 級 77 号給 280,200 円が、1 級の最高号給である 153 号給 328,500 円に(県立)

先日，県教委から組合に対して，上記の件についての説明がありました。
県立学校の臨時採用教員(講師)の給料月額の上限は 1 級 77 号給 280,200 円が，1 級の最高号給である 153 号給 328,500 円に，小中学校は 1 級 77 号給 278,300 円が 1 級の最高号給である 125 号給 306,800 円にそれぞれ来年 4 月から引き上げられます。実質的な賃上げにはなりましたが，私たちの要求は，教諭と同じ教育職給料表 2 級を臨採者にも適用することにあります。同じ仕事をさせているのに，職名や賃金などの処遇に差をつけることは法律で禁じられています。実際，講師と教諭の職務内容は同じであることから，隣の埼玉県では臨採者にも 2 級が適用され，職名も講師ではなく，(臨時的に任用されている)「教諭」となっています。

部活動指導業務手当 改正　2～3 時間 1,800 円 → 3 時間 2,700 円、4 時間以上は撤廃

先日，県教委から組合に対して，上記の件についての説明もありました。
部活動手当は，これまでの 2 ～ 3 時間 1,800 円，4 時間以上 3,600 円を，3 時間 2,700 円のみの支給に来年度から一本化することになります。国の部活動ガイドラインでは，土日の活動時間を 3 時間程度とする基準が示されており，この基準に合わせた改正となります。

全栃木教職員組合主催 教育研究集会が開催されました

11月23日，小中高校の先生が集まって，実践を共有し，学び合いました。小学1年生の担任をされている池澤さん（写真右）からは，子どもたちとの日々の触れ合いを通した子どもたちの成長の様子について，報告していただきました。池澤さんの繋がりで埼高教において若くして書記次長をされている柴崎さん（特別支援支援学校 写真左）をお招きし，組合活動の大切さについてお話いただきました。

私たちの教職員組合では、「教師として生きる意味」を学べます。
次回の研究会など、学習会の日程が決まり次第連絡します。

埼高教書記次長
柴崎さん

全教栃木
池澤さん

アンケート B

年　月　日

☐ 私は、全栃木教職員組合に加入したいと考えています。
☐ 私は、まずは、全栃木教職員組合の話を聞いてみたいです。

職場名（　　立　　学校） 氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）【　　】男・女
住所（〒　　）
電話番号（　　） ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（　　）

☐ 全教共済（総合・医療・生命・傷害・教職員賠償等）の加入を検討したい
☐ 全教自動車保険の見積もりをとりたい（右の QR コードからも見積もり依頼ができます）

点線で切り取って、組合員にお渡しになるか、このまま FAX か郵送、メールでも加入できます♪
困りごとの相談もいつでも「ど・う・ぞ」♪